

平成25年

議会運営委員会記録

平成25年9月17日

和光市議会

議会運営委員会記録

◇開会日時 平成25年9月17日(火曜日)
午後2時55分 開会 午後3時31分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員長	齊藤秀雄	議員	副委員長	吉田けさみ	議員
委員	阿部かをる	議員	委員	待鳥美光	議員
議長	菅原満	議員	副議長	栗原次男	議員
委員外議員	金井伸夫	議員			

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市長	松本武洋	副市長	大野健司
企画部長	石田清	総務部長	山崎悟
秘書広報課長	大野久芳		

◇事務局職員

議会事務局長	冨澤勝広	議会事務局次長	本間修
議事課長補佐	平川京子	主事	小林巖

◇本日の会議に付した案件

- 追加議案と意見書案等の調整について
- その他議会運営に関することについて
 - ・議員報酬の対応
 - ・議会報告会の役割分担

午後 2時55分 開会

○齊藤秀雄委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。なお、会議には議長とオブザーバーとして、副議長と1名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

本日は、追加提出議案と意見書案等の調整のほか、その他議会運営についてです。

初めに、市長よりあいさつを求められています。

市長。

○松本市長 議会開会中のお忙しい中、お時間をお取りいただきましてまことにありがとうございます。本日は議案第67号、和光市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを本定例会へ追加提案することとなりましたので、その説明をさせていただきます。

和光市固定資産評価審査委員会委員の富澤和行氏が平成25年8月17日に離職したことから、補欠の委員として池田光子氏を選任したいので地方税法第423条第3項及び第4項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく申し上げます。

〔市長退席〕

○齊藤秀雄委員長 平成25年9月20日付で、市長から、議案第67号、和光市固定資産評価審査委員会委員の選任についてが提出されました。提出議案の説明を総務部長お願いします。

総務部長。

○山崎総務部長 それでは、本日追加提案いたしました議案第67号、和光市固定資産評価審査委員会委員の選任について説明いたします。

和光市固定資産評価審査委員会委員の富澤和行氏が平成25年8月17日に離職したことから、補欠の委員として池田光子氏を選任したいので地方税法第423条第3項及び第4項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、池田光子氏から、職務上の氏名は旧姓を使用したいとの申し出がありましたので、法令に反するおそれのない範囲において、旧姓の柴崎光子を使用することを御理解願います。

○齊藤秀雄委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。(午後 2時59分 休憩)

再開します。(午後 3時01分 再開)

議案第67号は、第23日9月20日の閉会日に陳情に対する討論・採決の次に議題とし、提案説明後、委員会付託を省略し、質疑は通告をとらず、人事案件ですので討論を省略して、起立採決により採決したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのように決定しました。

次に進みます。前回の議運で、全会一致で副議長案となりました意見書案、森林吸収源対策

及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保の意見書について、議長から案文が示されましたので御説明願います。

議長。

○菅原満議長 前回報告し、協議いただいた意見書案ですが、地方の財源なども求めていくということで、記の部分につきましては本文の最後の部分に集約することとし、文章についても整理をさせていただきました。例えば、上から4行目、京都議定書の関係で触れられておりましたけれども、平成25年度以降の取り組みについて、少し文章を整理させていただきました。残りは現在の文章を生かしつつ、意見書案を作成しております。

なお、意見書案をお手元に配付してある中で、このようなことを言うのは大変申し訳ありませんが、てにをはについて、直す部分があれば直して、最終的には副議長提案とさせていただきたいと思いますので、御協議の程よろしくお願い申し上げます。

○齊藤秀雄委員長 ただ今、議長から説明されました案文について、文言等この意見書案でよろしいでしょうか。

議長。

○菅原満議長 体裁の部分で、もし直すところがあれば、その部分だけ直して副議長提案にするということで、改めてお願いを申し上げます。

○齊藤秀雄委員長 議長から御説明いただきました案文について、文言等この意見書案でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保の意見書については、意見書案第1号として、副議長提案で提出いたします。

この意見書案第1号についても、同じく9月20日閉会日の議事日程に追加しました、議案第67号の採決の次に追加して議題とし、提案説明後、委員会付託を省略して、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。

副議長提案ですので、質疑、討論は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのように決定しました。

次に進みます。過日、総務環境常任委員会において、陳情第2号が賛成多数で採択されたことに伴い、委員会で調整が図られた意見書案、新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書をお手元に配付しております。この意見書については、意見書案第2号として既に調整が図られていますので、記載されている議員提案として提出いたします。

なお、意見書案第2号については、陳情第2号が採択された場合に提出されます。

よって、採択された場合は、同じく9月20日閉会日の議事日程で、意見書案第1号の採決の次に追加して議題とし、提案説明後、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。

次に進みます。以前、議運でお知らせしました、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、市議会議員選出議員3名の欠員に対して候補者が4名となり、選挙を実施することとなったとの連絡がありましたので、御報告します。お諮りします。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えず、このことにより、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとなりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

なお、この埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙は、同じく9月20日閉会日の意見書案第2号に対する質疑、討論、採決の後に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に進みます。前回の議運で和光市議会としての議員報酬の対応について、再度、確認することとなっております。会派における意見を再度お願いします。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 会派内で何度か話し合いを重ねましたが、賛成の方向でまとめることはできませんでした。理由としましては、和光市議会基本条例第15条に、明確な理由があった場合に議員提案できるとありますが、明確な理由という基準が非常にあいまいで、前回は特別職報酬審議会の答申があったわけですけれども、今回は明確な理由はいったい何なのかということが、十分共有されていないというのが1点ございます。

それから、現在和光市は県内市町村の中で最下位から2番目の水準で、最低レベルの水準となっており、もともと議員報酬が低い中で、期末手当の削減は行っている最中であります。その中でさらに削減をすると、これは職員の方、あるいは一般の民間の方とは違って、議員報酬は政務活動費は確かにございますけれども、それで補えない部分は出していけないので、削減をして市民の理解を得るよりは、十分な議員活動を行って、市民に理解していただくという方向を目指すべきではないかということです。

それから、市民の代表として、いろいろな世代や立場の方たちが議員として出てきてほしいけれども、現状の水準では、限られた人たちしか出てくることができない状況になっているという理由があります。

他にもございますが、以上のようにさまざまな議論が出た上で、賛成ではまとまらなかったということです。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 公明党は前回もお話しましたように賛成でございます。本会議でも申し述べましたけれども、災害がおきている状況の中で、例外的な措置というのを十分踏まえた上で、そのような対応をすべきという主張を一貫して持っています。ただ、暫定的な措置ということ

を踏まえた上での賛成でございます。職員の場合は数ヶ月ということなので、議員は期間をどうするのかということや、既に1万円を削減していることや賞与を3%削減していることもございます。その辺を考慮した上で、削減額を模索していくべきというのが公明党としての意見でございます。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 日本共産党も今回は削減に反対です。議会事務局に資料を準備していただいたわけですが、そちらを見ても、また近隣市それから県内全市町村の状況を見ても、職員に倣って議員報酬を引き下げるといことは行われていないということからして、前回100分の3カットをしたという前例はありますが、今回はそのような状況を踏まえて、削減は行うべきではないということで引き下げには反対いたします。

○齊藤秀雄委員長 金井議員、いかがですか。

○金井伸夫委員外議員 昨年の12月議会で、管理職のボーナスを3%削減したときに、議員報酬も同調しました。今回も同様に暫定措置でありますけれども、職員の給料の削減の平均は削減せざるを得ないと考え、削減に賛成いたします。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会としては基本的には賛成ということで考えております。ただ、削減の金額に関しては、1つ提案があったらそれをたたき台にして集約できればと考えております。

以上です。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

○齊藤秀雄委員長 議長。

○菅原満議長 それぞれ各会派から御意見を伺いました。引き下げの理由ということですが、管理職の期末手当の削減の時も、議会はそれに合わせて議案を可決して3%の削減を実施しているということが1点ございます。その時は期末手当の引き下げを行っているということでございます。

もう1点は、今回の給料削減によって、3%削減の特例の条例が無くなって、それがのみこまれた形になっているということです。それに合わせた形で議会の方も特例を見直す必要があるという考えで、議員報酬の引き下げのあり方について、そのまま引き下げる方向で行くという方向でいかがかということで申し上げてきております。引き下げる場合には、相応の理由があつて、過去には特別職報酬審議会で引き下げの答申もありました。今回は恒常的に1万円を引き下げた時とは少し違う話で、特例的に引き下げるといことと、先ほど阿部委員からもあったように、復興の関係もあるので引き下げを行うということで、御理解をいただきたいと思いましたが、引き下げにはならないということになります。具体的な減額案を準備いたしましたけれども、まとまらない以上、それを出しても先に進まないということになると思います。職員は5ヶ月間の引き下げですが、基本的には3%の削減をのみこんだ形で特例的に10

月1日から3月31日までの6ヶ月間報酬を引き下げるという形で考えておりました。それが難しい場合には、期末手当において、率ではなくて額で引き下げるという方式で考えておりました。まとまらない以上ごり押しするということではできません。期末手当の半期分、約30数万円をのみこんだ形になりますけれども、額としては期末手当1年分に近い額、あるいはそれより大きい額ということで考えておりました。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 議長から1つ案を提案していただきました。基本的に各会派の御意見は変わりませんか。

休憩します。(午後 3時17分 休憩)

再開します。(午後 3時19分 再開)

各会派の意見は変わりなく、取りまとめた結果、全会派一致とはなりませんでした。議員報酬の引き下げに関する提案に関しては、意見をまとめることができませんでしたということ決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に進みます。先ほど、意見書案第3号、「原発事故子ども・被災者支援法」の理念にのっとり基本方針策定に向け、現行案見直しを求める意見書が、待鳥美光議員ほか8名から提出されました。意見書案第3号については、同じく9月20日閉会日の議事日程の埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の前に追加して議題とし、提案説明後、委員会付託を省略して、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。なお、質疑、討論は通告をとらないで行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長。

○菅原満議長 今、待鳥議員他から提出された「原発事故子ども・被災者支援法」の理念にのっとり基本方針策定に向け、現行案見直しを求める意見書ですけれども、前回副議長提案にするかしないかということで協議した内容とだいぶ違うので、休憩中でも構わないですが、この場である程度説明をしていただかないといけないというのが1点ございます。

もう1点はまったく新しいものがこのような形で提出されることになる場合の、副議長提案にするもののあり方についてです。以前も協議いただきましたが、請願・陳情に関しても定例会開会日3日前の午後3時まで提出していただく形で行っています。会派で提出する意見書や議案がある場合には、きちんとその辺を整理しておかないといけないと思います。内容等の審査も最終日に本会議だけで審査をすることになりますので、その辺を今後協議していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○齊藤秀雄委員長 休憩します。(午後 3時22分 休憩)

再開します。(午後 3時23分 再開)

それでは「原発事故子ども・被災者支援法」の理念にのっとり基本方針策定に向け、現行案見直しを求める意見書について説明をお願いします。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 意見書を検討するにあたっての議運が開催される前の、8月30日に、復興庁から突然基本方針案が発表されたわけです。その段階で議会事務局に確認をいたしました。事務局には既に提出していましたが、議運はまだ開催されておりましたので、現時点で書き直した方がいいかどうかを確認しました。その時点で出ているものなので、この件に関してとりあえず説明を行うということで、議運の席上で8月30日に復興庁から基本方針案が出て、状況が変わったので、それに沿った形で書き直しをしたいが御検討いただけますかということで説明を行いましたがおりました。実際に、今パブリックコメントで決められている期間は終了して、閣議決定という形になっていくスケジュールと聞いておりましたので、今回これを提出しないと次の議会ではタイミングが遅いと考えて、8月30日に発表された基本方針案に沿った形で書き直しをして、提出をいたしました。

○齊藤秀雄委員長 内容をもう一度説明していただけますか。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 前は基本方針案が出ていない状況で書いた文面でしたので、主に、早急に被災者の意見を入れて基本方針案を策定してくださいという内容が中心の意見書だったのですが、今回、実際に基本方針案が発表されました。ただ、その基本方針案がもともとの被災者支援法のコンセプトである被災者の声を聞いて入れるということと、一定基準以上の地域を対象として支援を行うというもともとの支援法の考え方に沿わない内容になっている部分がありましたので、基本方針案のその部分の見直しをしていただきたいということ、基準1ミリシーベルトを超える所を支援対象地域に指定すること、実施していく中で被災者の声を聞く経常的な機関を設置すること、この3点を入れて作成をいたしました。

○齊藤秀雄委員長 休憩します。(午後 3時26分 休憩)

再開します。(午後 3時27分 再開)

先ほど、意見書案第3号「原発事故子ども・被災者支援法」の理念にのっとり基本方針策定に向け、現行案見直しを求める意見書が提出されました。これに関しては先ほど申し上げたとおり、9月20日閉会日の議事日程の埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の前に追加して議題とし、提案説明後、委員会付託を省略して、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。

なお、質疑、討論は通告をとらないで行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に進みます。

その他議会運営に関することとして、議会報告会の役割分担についてです。総務環境常任委員会、文教厚生常任委員会において、役割分担が決定したとのことですので、御報告願います。

議長。

○菅原満議長 総務環境常任委員会においては、受付が金井議員、会場整理が赤松議員、写真・

録画が田上議員、記録・メモが駒井議員、パソコン操作が待鳥議員となっております。

文教厚生常任委員会においては、受付が須貝議員・吉田武司議員、会場整理が佐久間議員、写真・録画が村田議員、記録・メモが斉藤克己議員、パソコン操作が猪原議員となっております。

パソコン操作の方はそれぞれの委員会のスライド資料の作成を責任を持って行っていただくことになっております。それぞれ御報告をいただいております。

以上でございます。

○齊藤秀雄委員長 ただいま、両委員会から役割分担が揃いましたので、それぞれ役割に着いた同士で責任者を決め、事務局へ閉会日までに連絡する旨、会派を通してお伝えくださいますようお願いいたします。今後の連絡は責任者を通じて行いますので、御承知置きください。

この中で申し上げますと、受付は須貝議員、吉田武司議員のどちらかにお決めいただくという形になります。あとはそれぞれ担当はお一人ずつですので、それぞれが責任者になります。

休憩します。(午後 3時30分 休憩)

再開します。(午後 3時31分 再開)

それぞれみなさん議長の報告のとおり、各会派へ持ち帰っていただき、役割で責任者をスムーズにお決めいただき、閉会日までに事務局まで御報告願いたいと思います。

以上で、議会運営委員会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後 3時31分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委員長 齊 藤 秀 雄